

一管区水路通報第27号

令和7年7月18日

第一管区海上保安本部

第458項	北海道南岸	白神岬北東方	海洋調査
第459項	北海道南岸	室蘭港	航泊禁止
第460項	北海道南岸	苫小牧港南方	魚礁設置作業
第461項	北海道南岸	釧路港	ベルトコンベアー撤去
第462項	北海道南岸	釧路港	クレーン撤去
第463項	北海道南岸	釧路港	煙突撤去
第464項	北海道南岸	釧路港	ポンツーン撤去
第465項	北海道南岸	釧路港	無線塔撤去
第466項	北海道南岸	釧路港	海洋調査
第467項	北海道北岸	知床岬北方～宗谷岬東方	海洋調査
第468項	北海道北岸	網走港	航泊禁止
第469項	北海道西岸	野寒布岬西方～積丹岬西方	海洋調査
第470項	北海道西岸	天塩港	水路測量
第471項	北海道西岸	増毛港西北西方	沈船調査
第472項	北海道西岸	石狩湾	魚礁設置
第473項	北海道西岸	小樽港	護岸改良工事
第474項	北海道西岸	小樽港	航泊禁止
第475項	北海道西岸	小樽港	水路測量
第476項	北海道西岸	岩内港	深淺測量
第477項	北海道西岸	岩内港西方	機器試験
第478項	北海道北岸		海洋調査

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

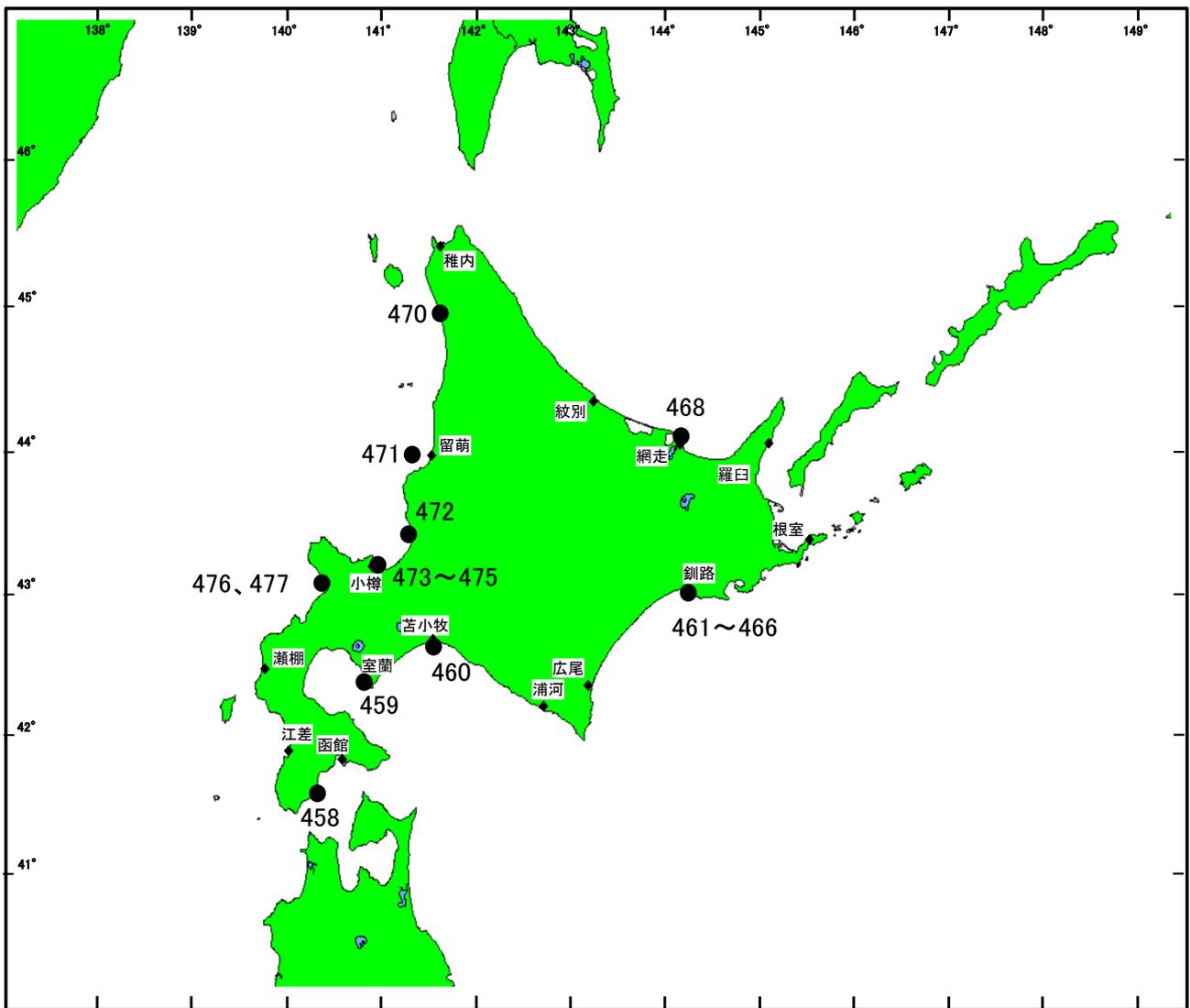
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ467, 469, 478については各項を参照ください。

7年458項 北海道南岸 ー 白神岬北東方 海洋調査

下記区域で、調査船による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年8月15日～9月15日 日出～日没

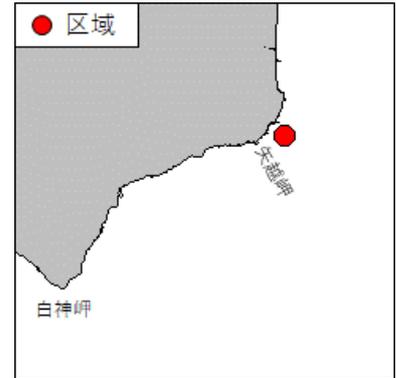
区 域 下記地点付近

41-31.7N 140-26.6E

備 考 観測機器をえい航及び停船して垂下する

海 図 W1159-W9

出 所 函館海上保安部



7年459項 北海道南岸 ー 室蘭港、第1区 航泊禁止
図に示す区域で、花火の打上げ実施に伴い船舶の航泊が禁止される。

期 間 令和7年7月25日(予備日27日)

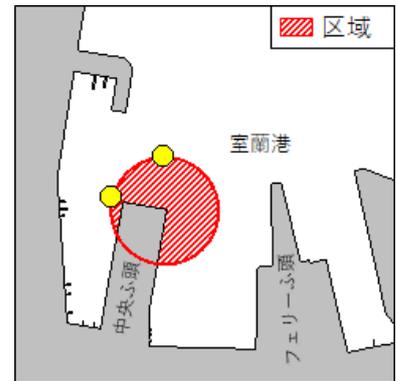
1945～2015(花火打上げ終了まで)

備 考 港長が許可した船舶は除く

区域北端及び西端に黄色灯(毎4秒に1せん光)付浮標を設置

海 図 W16

出 所 室蘭港長



7年460項 北海道南岸 ー 苫小牧港南方 魚礁設置作業
下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和7年8月1日～10月20日 日出～日没

区 域 下記地点付近

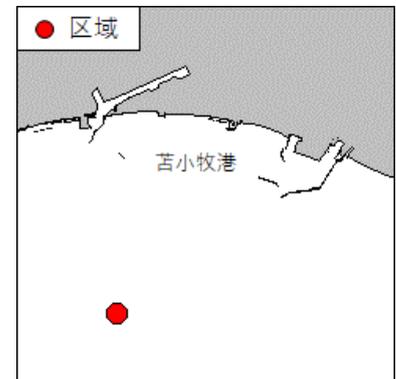
42-30-40N 141-38-26E

備 考 六角柱型魚礁2段(高さ約1.6m、180基)を設置

作業区域は、赤旗及び灯(毎2秒に1せん光)付浮標で標示

海 図 W1034-JP1034

出 所 苫小牧海上保安署



7年461項 北海道南岸 ー 釧路港、西区、第2区 ベルトコンベアー撤去
下記区域のベルトコンベアーは撤去されている。

区 域 下記4地点を結ぶ線上付近

(1) 43-00-04.0N 144-19-41.9E

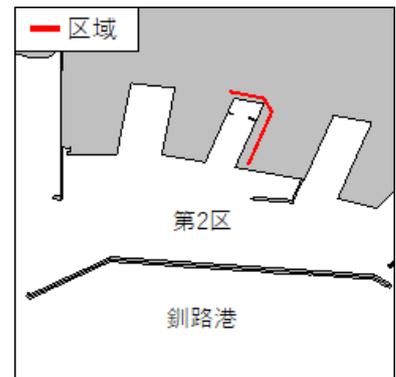
(2) 43-00-02.5N 144-19-52.2E

(3) 42-59-59.5N 144-19-54.7E

(4) 42-59-47.7N 144-19-47.5E

海 図 W31

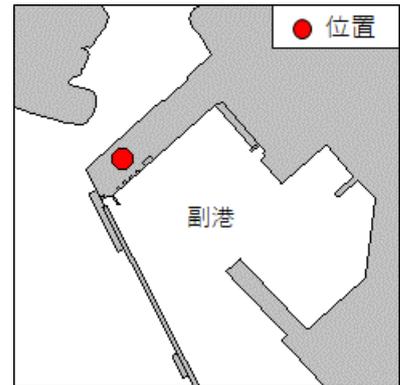
出 所 第一管区海上保安本部



7年462項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第2区 クレーン撤去

下記位置のクレーンは撤去されている。

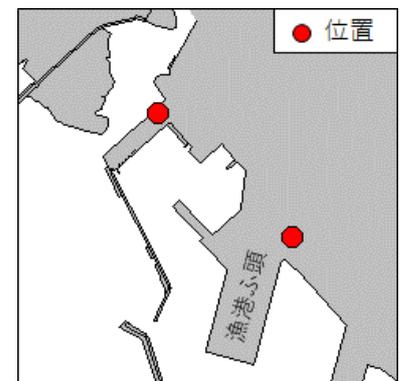
位置 42-59-39.3N 144-21-27.4E
海図 W31
出所 第一管区海上保安本部



7年463項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第2区 煙突撤去

下記位置の煙突は撤去されている。

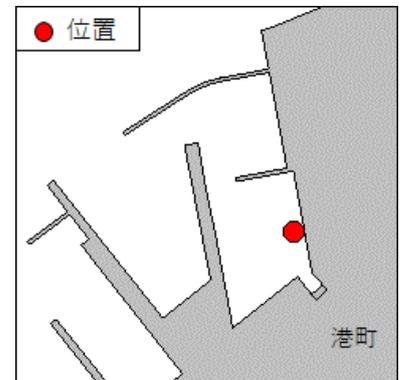
位置 下記2地点
(1) 42-59-28.0N 144-21-57.8E
(2) 42-59-44.3N 144-21-33.9E
海図 W31
出所 第一管区海上保安本部



7年464項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第3区 ポンツーン撤去

下記位置のポンツーンは撤去されている。

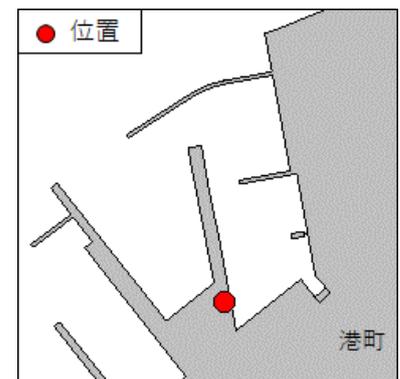
位置 42-58-34.7N 144-22-20.8E
海図 W31
出所 第一管区海上保安本部



7年465項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第3区 無線塔撤去

下記位置の無線塔は撤去されている。

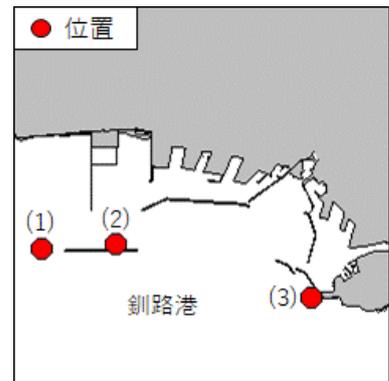
位置 42-58-32.1N 144-22-17.0E
海図 W31
出所 第一管区海上保安本部



7年466項 北海道南岸 — 釧路港、外港 海洋調査

下記位置で、作業船及び潜水士による海洋調査が実施されている。

期 間	令和7年8月31日まで 日出～日没
位 置	下記3地点 (1) 42-58-48.6N 144-17-00.7E (2) 42-58-52.9N 144-18-15.4E (3) 42-58-13.1N 144-21-34.6E
備 考	位置(1)(2) 停船して観測機器を垂下する 位置(3) 潜水調査実施 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図	W31
出 所	釧路港長



7年467項 北海道北岸 — 知床岬北方～宗谷岬東方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

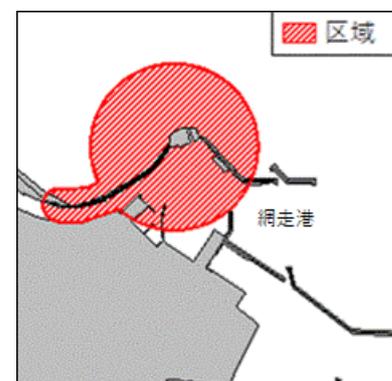
期 間	令和7年7月23日～26日
区 域	下記12地点を結ぶ線により囲まれる区域 (1) 45-31.1N 142-09.8E (2) 45-30.1N 142-49.8E (3) 45-10.1N 143-49.8E (4) 45-08.1N 144-19.8E (5) 45-10.1N 145-19.8E (6) 44-20.7N 145-19.8E (7) 44-02.1N 144-49.8E (8) 44-05.0N 144-19.0E (9) 44-17.1N 143-36.8E (10) 44-35.1N 143-14.8E (11) 44-52.1N 142-51.8E (12) 45-12.1N 142-31.8E
備 考	停船して観測機器を垂下する
海 図	W37
出 所	稚内水産試験場



7年468項 北海道北岸 — 網走港 航泊禁止

下記区域で、花火の打上げに実施に伴い船舶の航泊が禁止される。

期 間	令和7年7月26日(予備日27日)2000～2045(花火打上げ終了まで)
区 域	44-01-36.0N 144-16-58.9E を中心とする半径520mの円内及び網走港西防波堤から北側に80m、南側に80m以内の海域
備 考	紋別海上保安部長が許可した船舶は除く 警戒船配備
海 図	W29(網走港)
出 所	紋別海上保安部



7年469項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～積丹岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年7月23日～8月1日

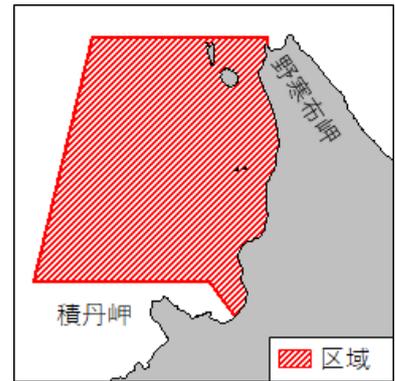
区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

- (1) 43-12.5N 141-17.5E (岸線上)
- (2) 43-30.1N 140-59.8E
- (3) 43-30.1N 138-59.8E
- (4) 45-30.1N 139-39.8E
- (5) 45-30.1N 141-39.8E
- (6) 45-27.0N 141-39.8E (岸線上)

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W41

出 所 稚内水産試験場



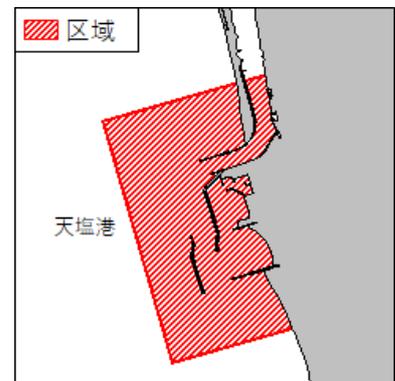
7年470項 北海道西岸 — 天塩港 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和7年8月1日～9月30日のうち12日程度 日出～日没

海 図 W40A(天塩港)～W1045

出 所 稚内海上保安部



7年471項 北海道西岸 — 増毛港西北西方 沈船調査

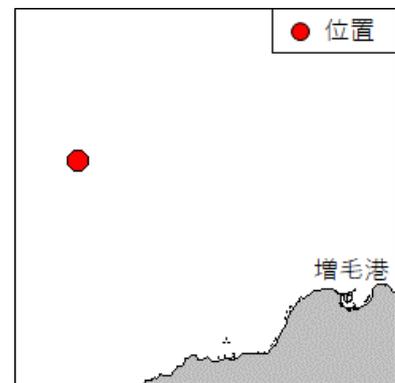
下記位置で、作業船及び水中ドローンによる沈船の潜航調査が実施される。

期 間 令和7年8月1日～8日のうち1日

位 置 43-54-18N 141-24-42E

海 図 W1045

出 所 留萌海上保安部



7年472項 北海道西岸 — 石狩湾 魚礁設置

一管区水路通報7年19号286項削除

下記区域に、魚礁が設置された。

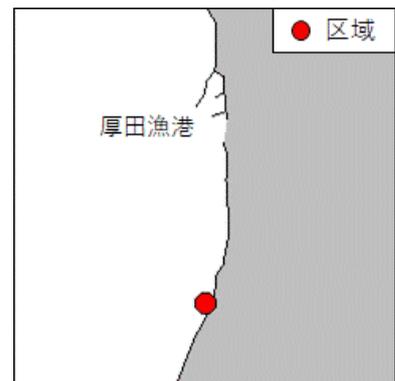
区 域 下記地点付近

43-23.1N 141-25.7E

備 考 アルガベースI型(高さ0.8m、110基)を設置

海 図 W28-JP28

出 所 第一管区海上保安本部



7年473項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 護岸改良工事

下記区域で、潜水士による護岸改良工事が実施される。

期 間 令和7年7月22日～令和8年2月20日 日出～日没

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 43-12-22.0N 141-00-19.2E

(2) 43-12-22.4N 141-00-20.5E

(3) 43-12-17.7N 141-00-23.5E

(4) 43-12-17.3N 141-00-22.2E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



7年474項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 航泊禁止

下記区域で、花火の打上げ実施に伴い船舶の航泊が禁止される。

期 間 令和7年7月27日 2000～花火打上げ終了まで

区 域 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-12-17.5N 141-00-22.6E (岸線上)

(2) 43-12-14.6N 141-00-24.5E

(3) 43-12-09.8N 141-00-10.8E (岸線上)

備 考 港長が許可した船舶は除く

警戒船2隻配備

海 図 W5

出 所 小樽港長



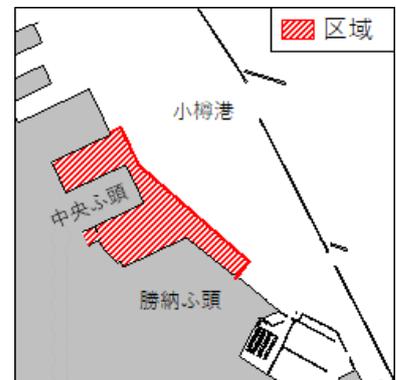
7年475項 北海道西岸 — 小樽港、第1区及び第2区 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和7年10月31日まで (予備日を含む)

海 図 W5

出 所 小樽港長



7年476項 北海道西岸 — 岩内港 深浅測量

図に示す区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期 間 令和7年7月28日～8月31日 (予備日を含む) 日出～日没

海 図 W39 (岩内港)

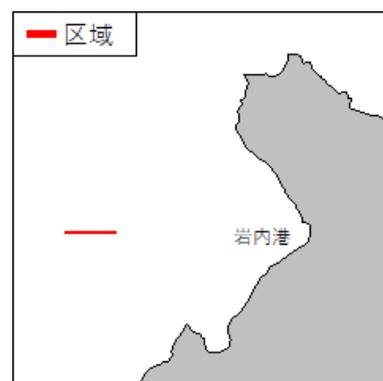
出 所 小樽海上保安部



7年477項 北海道西岸 — 岩内港西方 機器試験

下記区域で、作業船による機器試験が実施される。

期 間 令和7年7月19日 日出～日没
 区 域 下記2地点を結ぶ線上付近
 (1) 43-00.8N 139-59.8E
 (2) 43-00.8N 139-51.0E
 備 考 ケーブルをえい航する (えい航長 1,500m)
 海 図 W 2 8
 出 所 小樽海上保安部



7年478項 北海道周辺 — 海洋調査

下記位置で、調査船「第八海工丸(189t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年8月25日～9月14日 (予備日を含む)
 位 置 下記9地点
 (1) 42-23-09N 140-30-47E
 (2) 42-00-09N 141-09-47E
 (3) 41-45-09N 141-49-47E
 (4) 41-25-10N 142-29-47E
 (5) 40-55-10N 143-22-46E
 (6) 41-10-09N 140-07-47E
 (7) 41-24-06N 139-56-37E
 (8) 41-23-09N 138-41-48E
 (9) 41-25-09N 137-25-48E
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W 4 3 - W 3
 出 所 第一管区海上保安本部

